

令和5年度
静岡県社会教育関係基礎資料集

静岡県教育委員会
社会教育課

目 次

第1章 データに見る静岡県の社会教育

- 1 社会教育関係職員・社会教育委員について …………… 1～5
- 2 社会教育行政について …………… 6～11
- 3 社会教育施設について …………… 12～16
- 4 静岡県の社会教育関係統計の経年変化（社会教育調査から）
…………… 17～21

第2章 生涯学習・社会教育に関するQ & A

- （生涯学習と社会教育に関すること）…………… 22～24
 - Q 1 社会教育行政を推進していく上での主要法令は何ですか？
 - Q 2 社会教育と生涯学習は、どのように違うのですか？
 - Q 3 学校教育は、社会教育とどのように関わっているのですか？
 - Q 4 家庭教育は、社会教育の範ちゅうに入るのですか？
 - Q 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（平成20年4月1日施行）され、スポーツ及び文化・文化財に関する事務の所掌の弾力化が図られたと聞きましたが、それはどのようなことですか？
 - Q 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（令和元年6月7日）され、地方公共団体の長が公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び執行をすることが可能となったと聞きましたが、それはどのようなことですか？
- （職員等に関すること）…………… 24～30
 - Q 7 社会教育関係の専門的職員等にはどのようなものがありますか？
 - Q 8 社会教育主事は教育委員会事務局に置かなくてはいけないのですか？
 - Q 9 社会教育の業務を首長部局に補助執行している場合、社会教育主事の発令はどのようになりますか？
 - Q 10 社会教育主事講習の受講資格を教えてください。
 - Q 11 社会教育主事として発令されるための資格を教えてください。
 - Q 12 社会教育士について教えてください。
 - Q 13 社会教育施設の職員の任命規定を教えてください。
 - Q 14 公立図書館には司書資格を持った職員を必ず置かなければならないのですか？
 - Q 15 社会教育指導員の設置根拠は何ですか？
 - Q 16 スポーツ推進委員の設置根拠は何ですか？
 - Q 17 社会教育委員は必ず置かなければなりませんか？また、その身分はどのようになりますか？
 - Q 18 「地域学校協働活動推進員」は、具体的にはどのような職務に従事するのですか？
 - Q 19 「地域学校協働活動推進員」は、どのような方に委嘱すればよいのですか？
- （社会教育施設に関すること）…………… 30～33
 - Q 20 公民館について、設置・運営の基準はありますか？

- Q 21 公民館で民間業者からパソコン教室を開きたいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？
- Q 22 公民館で市政報告会を開催したいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？
- Q 23 公民館で、宗教に関する講座を開設し、講師を地域のお寺の住職にお願いしましたが、差し支えありませんか？
- Q 24 市町立の公共施設の部屋を宗教団体に貸し出すことは、差し支えありませんか？
- Q 25 図書館について、設置・運営の基準はありますか？
- Q 26 図書館でのコピーについて、考え方を教えてください。
- Q 27 指定管理者制度の根拠法令は何ですか？また社会教育施設にも導入ができますか？
- Q 28 国や県の補助金を受けて建設された公民館について、その一部に住民票の発行や戸籍事務等の行政サービスの窓口を設置したいと考えているのですが、配慮すべきことは何ですか？
- (その他) 34～36
- Q 29 社会教育関係団体に対して、積極的に指導・助言が必要ですか？
- Q 30 社会教育関係団体に対して、補助金を出すためにはどのような手続きをしますか？
- Q 31 子ども読書活動推進計画は、各市町においても定めなくてはならないのですか？
- Q 32 青少年の定義を教えてください。
- Q 33 平成 22 年 4 月 1 日に施行された子ども・若者育成支援推進法について教えてください。
- Q 34 子ども・若者育成支援についての計画（以下「子ども・若者計画」という。）は各市町においても定めなくてはならないのですか？
- Q 35 スポーツ推進計画は、各市町においても定めなくてはならないのですか？
- Q 36 スポーツの日には、何か行事を実施しなければならないのですか？

第 3 章 生涯学習・社会教育関係法令

1 生涯学習・社会教育主要法令

- 教育基本法 37～39
- 社会教育法 39～44
- 社会教育法施行令（抄） 44～45
- 図書館法 45～47
- 博物館法 47～51
- スポーツ基本法 51～56
- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
（生涯学習振興法） 56～58

2 Q & A に関係する法令等

- 日本国憲法 89 条 58
- 地方自治法（抄） 59～61

○地方公務員法 3 条	61
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	61～68
○著作権法（抄）	68～70
○子どもの活動の推進に関する法律	70～71
○子ども・若者育成支援推進法	71～74
○社会教育主事講習等規程	74～75
○公民館の設置及び運営に関する基準	75～76
○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）	76～80
○静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	80～88
○静岡県家庭教育支援条例	88～90

参考資料

静岡県の主な社会教育関係諸団体	91
-----------------	----